

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 105号

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業保留地処分規則の一部を次のように改正する。

第1条中「別表に掲げる」を削る。

第6条第1項中「相当する額」の右に「(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」を加える。

第28条第1項本文中「金額」の右に「(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額)」を加える。

第30条第4項各号列記以外の部分中「利率は、」の右に「契約を締結した日の属する年度の4月1日現在における」を加え、「年6パーセントを超えるときは、年6パーセントの利率)であって、」を削り、「のもの」を「における法定利率を超えるときは、当該法定利率)」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第6条、第28条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に契約を締結した場合におけるこの規則による改正後の京都市土地区画整理事業保留地処分規則第30条の規定の適用については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)